

# 法人市民税の申告書・納付書等の事前送付について

日頃より本市の税務行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

法人市民税の申告納付については、納税義務者である法人あてに各種申告時期に合わせて、申告書等をお送りしておりましたが、電子申告・納付の推進、環境負荷の軽減を進める観点から、令和9年度4月以降に申告期限を迎える以下の法人に対し、原則、申告書等の送付を取りやめることとします。

## (1) 事前送付物の変更点

	案内通知	納付書	申告書
大法人	(令和9年4月以降)市から送付されません。		
電子申告法人			

※大法人・電子申告法人への送付物はなくなります。

※申告期限を過ぎてもご申告がなかった場合には勧奨通知を送らせていただく場合がございます。

※上記以外の法人には引き続き、紙での案内を送付します。

※大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる法人となります。

- (1) 内国法人のうち事業年度開始の時に於いて、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

## (2) その他

事前送付しておりました、申告書及び納付書の様式は和光市のホームページ(法人市民税に関する様式)からダウンロードが可能ですのでご活用ください。

※eLTAX によるプレ申告データの送信は、システムの都合により行っておりません。

今後、変更等がある場合は、ホームページ等にてお知らせいたします。